



平成 27 年度（第 13 回）関西シニアチャンピオントーナメント 競 技 規 定

主催：一般社団法人 関西ゴルフ連盟
<http://www.kgu.gr.jp/>

- A1. ゴ ル フ 規 則 日本ゴルフ協会ゴルフ規則および本競技ローカルルールを適用する。
- A2. 競技委員会の裁定 競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
- A3. 使用球の規格 『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 I (c)1 b』を適用する。（ゴルフ規則175ページ参照）
- A4. 使用クラブの規格 (1) 『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付 I (c)1 a』を適用する。
(ゴルフ規則174ページ参照)
(2) 『2010年1月1日施行の溝とパンチマークの規格に適合するクラブの使用を求める競技の条件』（裁定4-1/1）を適用する。（付属規則Ⅱ-5c注2 ゴルフ規則199ページ参照、2014-2015ゴルフ規則裁定集 4-1/1 参照）
- A5. 移 動 委員会が別途認めた場合を除き、競技者は正規のラウンド中、いかなる移動用の機器にも乗ってはならない。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 I (c)8 移動』を適用する。
(ゴルフ規則181ページ参照)
- A6. キャ デ ィ ー 正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 I (c)2』を適用する。
(ゴルフ規則177ページ参照)
- ※なお、プレー形式は共用のキャディーとなります。
- A7. 参 加 料 15,000円（消費税含む）
参加料は締切日までにクラブ名で振り込むこと。
「三井住友銀行 大阪本店営業部 普通 №8003589 一般社団法人 関西ゴルフ連盟」
(1) 締切日までに入金されなかった場合は、たとえ申込書が提出されていても参加を認めない。
(2) 申込締切後の参加取消しは、参加料は返金しない。
(3) 締切前に参加を取り消した場合、参加料は返金するが、その際にかかる手数料（銀行振込手数料等）は申込クラブの負担とする。
- A8. 申 込 書 送 付 先 〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-2-16 山下ビル3F 関西ゴルフ連盟 TEL 06 (6445) 3556
- A9. 参 加 賞 ネームプレート
- A10. 個人情報に関する同意内容 本選手権競技参加申込書により当連盟が取得する個人情報は、次の目的にのみ利用します。
(1) 本選手権の参加資格の審査。
(2) 本選手権の開催および運営に関する業務。
これには、選手権の開催に際し、選手権関係者(報道関係者を含む)に対する参加者の氏名、生年月日、所属(所属クラブ、所属団体、学生の場合学校名および学年)、並びに選手権の競技結果の公表を含みます。
(3) この申込書による参加者の個人情報と、その選手権における競技結果の記録の保存、並びに選手権終了後において必要に応じ、そのうち上記(2)記載の公表事項の適宜の方法による公表。

【 競 技 】

期 日 12 月 10 日（木） 【予備日：12 月 14 日（月）】

場 所 宇治カントリークラブ

〒611-0011 宇治市五ヶ庄広岡谷4 TEL 0774 (32) 2626

B1. プレーの条件 18ホールストロークプレー

B2. タイ の 決 定 18 ホールを終わり 1 位がタイの場合は、即日委員会の指定するホールにおいてホールバイ

- ホールのプレーオフを行い、優勝者を決定する。なお、3人以上でプレーオフが行われる場合、優勝者以外の競技者は2位タイとする。
- B3.競技終了時点 競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。
- B4.参 加 資 格 KGU加盟クラブ本年度シニア選手権優勝者（ただし、本年12月31日現在60歳以上のアマチュアに限る。性別不問。）
《注1》競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。
《注2》出場選手は他チャンピオントーナメントと重複参加申し込みしてはならない。
- B5.申 込 締 切 日 11月12日（木）午後5時までにKGUへ必着のこと。
《注》 電話、ファックスによる申し込みは受理しない。
- B6. 賞 1位～5位
- B7.指 定 練 習 日 11月27日(金)、12月1日(火)、4日(金)、8日(火)
11月14日以降、必ず事前に開催クラブに申し込むこと。
- B8.費 用 競技当日、指定練習日（2日間以内）は会員扱い。

付 記 本競技上位2位以内の者は、来年度関西シニアゴルフ選手権決勝競技への出場資格を得る。（男子に限る）